

佐賀バルーンナース・バスケットボールアカデミー規約

第1条【名称】

当スクールは名称を「佐賀バルーンナース・バスケットボールスクール」（以下、スクール）とする。

また事務局を佐賀県佐賀市中の小路 1-14 佐賀新聞中央ビル 5F に置き、株式会社サガススポーツクラブが管理運営を行う。

第2条【目的】

株式会社サガススポーツクラブの基本理念である「バスケットボールを通じて、佐賀の人、街、夢、を佐賀バルーンナースが磨いていき、佐賀を元気にする」の具現化の一つとして、ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（Bリーグ）の理念に基づき、地域の青少年の健全な心身の育成を図り、生涯に渡りスポーツを愛する選手、指導者、ファンの育成を目的とする。

第3条【活動】

1. スクールは、各地域にスクールを展開し、各市町名を使用した市町内で活動するものとする。
2. スクールは練習の他に、交流試合、ホームゲームイベント等の活動を行う。

第4条【定員】

スクールは、キッズクラス 20 名、ミニクラス 25 名、アドバンスクラス 25 名の定員を設ける事とする。

第5条【入会】

入会は、本人及び保護者が当スクールの趣旨と目的を理解し賛同した者で、定員内である場合について入会できる。但し、募集定員を超過した時点での入会希望者については入会待ち（キャンセル待ち）となり、定員数に空きができた場合に入会できる。

また、スクール入会者にはファンクラブ入会無料およびリバーシブルシャツが入会特典としてついてくるものとする。

第6条【休会】

休会の場合は、所定の書面にて、休会希望月の前月の 15 日までに必要事項を記入の上、事務局へ提出しなければならない。15 日以降に休会届を提出した場合、翌月分の会費の返金は行わないものとする。

休会中のリバーシブルシャツ着用でのホームゲーム全試合半額観戦はできないものとする。

第7条【退会】

退会の場合は、所定の書面にて、退会希望月の前月の 15 日までに必要事項を記入の上、事務局へ提出しなければならない。15 日以降に退会届を提出した場合、翌月分の会費の返金は行わないものとする。

第8条【登録】

当スクールでは、日本バスケットボール協会への選手登録は行わないものとし、公式戦への出場は行わない。

第9条【変更】

スクール生は、住所、電話番号、メールアドレス等、事務局へ届け出ている登録事項に変更が生じた場合は、速やかに変更事項を事務局へ届けなければならない。

第10条【会費等】

スクール生は、下記に掛かる費用を当スクールに納入しなければならない。

- 1.入会金 11,000 円（税込）入会時に支払うものとする（兄弟入会もしくは在籍の場合は半額）。
- 2.スポーツ保険 800 円（税込）を入会時及び新年度更新時に支払うものとする。
- 3.月会費については、翌月活動分を前月 28 日までに、佐賀銀行の指定口座から自動振替にて支払うものとする。前月 28 日が土日祝日の場合、翌営業日に自動振替を行う。料金は各会場の設定料金を支払うものとする。
- 4.入会金、スポーツ保険費用、入会月会費は自動振替にて支払うものとする（初回自動振替より引落）
- 5.会費の納入方法は、佐賀銀行の指定口座から自動振替によるものとする（要手続き）。
- 6.月の途中から入会する場合、入会月の月会費は、1 回の練習につき 1,500 円（税込）を自動振替にて支払うものとする。
- 7.体育館での現金での取扱いは行わないものとする。
- 8.会費を滞納した場合、以下の通りとする。
 - (1) 2ヶ月分までの滞納…事務局より詳細が届き次第、毎月 10 日までに振込にて支払うものとする。
 - (2) 3ヶ月分の滞納…退会処分とする。但し、滞納した会費については一括して支払うものとする。

第11条【保険】

スクール生は、スクールに加入と同時に公益財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険に加入する。保険加入の手続きは、スクールが行い、怪我及び事故等の場合の補償、責任は、保険会社の約定通りとする。

尚、公益財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険費用については、入会時に支払う事とする。

第12条【保険請求の手続き】

4 日以上入院、通院となった場合は、事故発生後速やかに担当コーチもしくは事務局まで連絡し手続きをすること。

第13条【免責】

スクールの諸規定やチーム関係者の指示に従えない事によって生じた事故、盗難等については、スクールでは一切の責任を負わないものとする。

第14条【負傷等の処置】

スクール活動中の負傷については、スクールが応急処置を行うが、その後の処置については保護者が責任を負うものとする。

第15条【健康管理】

スクール生の健康管理については、本人と保護者が責任を持って管理するものとする。

第16条【除名】

スクールは、本規約に違反する、佐賀バルナーズの名譽を損なう等、スクールの一員として相応しくないと判断した者に対して除名する事ができる。

第17条【練習中止】

- 1.天候不良、体育館の状態不良による練習中止は各クラス練習開始 60 分前に最終決定する。
- 2.天候状況により、練習中止の連絡を練習会場にて行う場合もある。
- 3.練習中止等における連絡は、事務局が指定した下記の連絡方法にて行う事とする。

佐賀バルナーズホームページにて告知

第 18 条【練習振替】

年間で 36 回を下回ったときに振替を行うものとする。

振替日は事前に連絡し行う。

※36 回に達している場合、中止の振替は行わない。

第 19 条【地域クラブとの関わり】

- 1.スクールへの入会希望者が、地域のクラブ（スポーツ少年団、少年サッカークラブ、部活動等）で登録を行っている場合においても、スクールへの入会を認める。
- 2.スクール生が地域のクラブ（スポーツ少年団、ミニバス、部活動）において、練習、練習試合、公式戦等の活動を行う事を何ら制限しない。

第 20 条【付則】

事務局は、必要に応じて本規約を改正する事ができる。また、本規約の定めのない事項について細目を定める事ができる。

第 21 条【施行】

本規約は、令和 2 年 7 月 23 日より施行する。